

令和2年度

御浜町まちづくり寄附金（ふるさと納税）

特産品等提供事業者二次募集

御浜町では一定額以上のふるさと納税をしていただいた方にお礼の品として特産品の送付を行っています。

令和2年度の地域特産品等の提供事業者を募集します。

参加を希望される事業者様は、募集要項をご確認いただき、「提案書と参加申込書」に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、御浜町役場総務課までお申し込みください。



参加申込期間

令和2年6月1日(月)～令和2年12月31日(木)

- ・参加申込後、御浜町にて随時事業者選考を行います。
- ・選考結果は後日、御浜町より通知します。

●お問い合わせ先

御浜町役場総務課 担当：端地・南

電話 05979-3-0505

E-mail m-soumu@town.mihama.mie.jp

令和2年度 御浜町まちづくり寄附金（ふるさと納税） 特産品等提供事業者二次募集要項

ふるさと納税制度による御浜町への寄附促進や地元特産品PR、販売促進等の相乗効果を図るため、ふるさと納税寄附者へお礼の品を提供する特産品等提供事業者を募集します。

1 募集の要件

- ・御浜町の商品としての信頼を損なうことがないよう、規格・品質等に真摯に対応すること。
- ・本社（本店）、支社（支店）及び事業所の全てまたはいずれかが御浜町内にある法人、団体又は、個人事業者であること。ただし、御浜町の地域振興につながる商品又はサービスを提供する事業者と判断され、かつ町長が認める場合はこの限りではない。
- ・法人税（個人にあつては申告所得税）に未納がないこと。
- ・町税および国民健康保険税に未納がないこと。
- ・全国どこでも配送が可能なこと。
- ・ポータルサイト等掲載用の特産品画像の提供ができること。（提供できる画像がない場合や提供された画像の画質が悪い場合、撮影用の特産品提供ができること。）
- ・配送管理システムを採用していることからインターネットが繋がる環境にあること。
- ・個人情報の取扱いについては「御浜町個人情報保護条例」及び関係法令を遵守し、適切に管理すること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

2 お礼の品要件

- ・御浜町の魅力を伝えることができ、御浜町の PR に繋がるようなもの。
- ・御浜町内で生産・製造・加工されているもの、御浜町内で主要な部分が生産されているもの、御浜町内で製造・加工・その他の工程のうち主要な部分が生産されているもののいずれかに該当していること。
- ・商品情報の開示が可能であること。
- ・上記条件の他、御浜町に関連する商品等で町長が認めた場合はこの限りではない。
- ・特産品の発送は、複数回の商品発送も可能とします。
- ・提案採択後の変更は原則受付ません。
- ・その他、国（総務省）の示す趣旨を踏まえたものであること。（今後、総務省が示すふるさと納税の返礼品に係る基準が変更になる場合もあります。）

3 お礼の品の価格

令和2年4月～

単位：円

寄附金額	返礼品3割	送料	御浜町からの 合計支払額
10,000	3,000	1,060	4,060
15,000	4,500	1,590	6,090
20,000	6,000	2,120	8,120
25,000	7,500	2,650	10,150
30,000	9,000	3,180	12,180
35,000	10,500	3,710	14,210
40,000	12,000	4,240	16,240
45,000	13,500	4,770	18,270
50,000	15,000	5,300	20,300
55,000	16,500	5,830	22,330
100,000	30,000	10,600	40,600

複数回特産品

寄附金額	返礼品3割	送料	御浜町からの 合計支払額
25,000	7,500	2,650	10,150
50,000	15,000	5,300	20,300
100,000	30,000	10,600	40,600

※ご提供可能なら、通常販売価格が各お礼の品の価格以上の内容でも可能です。

また、上記以外のお礼の品の価格についてのご提案も可能です。

なお、宿泊券・その他のチケット等のお礼の品については送料に変更があるため、ご提案は別途ご相談をお願いします。

それぞれのお礼の品の代金（送料・消費税込）は御浜町がお支払いします。

4 返礼品の発送

- ・御浜町から、返礼品発送依頼の連絡をメールで行います。
- ・提供者は「寄附状況」に基づき、返礼品の発送を行います。送り状の品名に「御浜町まちづくり寄附金へのお礼の品」と明記してください。

5 代金の請求

- ・商品代金と送料は御浜町がお支払いします。
- ・御浜町の請求書様式で、1ヶ月ごとに出荷明細書を添付して提出してください。
- ・複数回の商品については、最終発送完了後にお支払いします。ただし、会計処理の都合上、年度をまたいで発送する商品については、年度内発送完了分のみお支払いし、年度をまたいだ分については、翌年度の最終発送完了後にお支払いします。

6 提供事業者のメリット

- ・ふるさと納税ポータルサイトに提供特産品が掲載され、全国に向けてPRが可能です。
- ・特産品等の発送にあたり、自社の商品カタログ・チラシ等同梱することが可能です。
- ・提供事業者に参加することで、販路拡大が期待できます。
- ・平成30年度の実績 寄附額 70,800,000円 事業者売上 21,240,000円

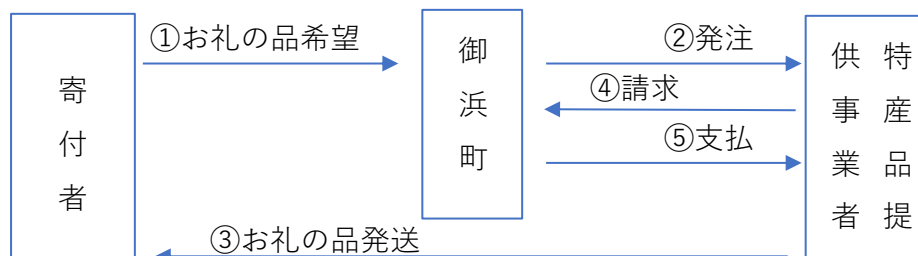
7 提出書類

- ・「提案書と参加申込書」（商品写真添付のこと）
（複数回の商品発送の提案をいただく場合、発送回数等、詳細を明記してください。）
- ・「国税に係る納税証明書（その3）」（法人税（個人にあつては申告所得税））について未納税額のない証明書）（※1）国税庁ホームページからも交付請求できます。
- ・「納税確認書」（令和元年2月1日納期到来分の御浜町の町税および国民健康保険税に未納がないことが確認できるもの）

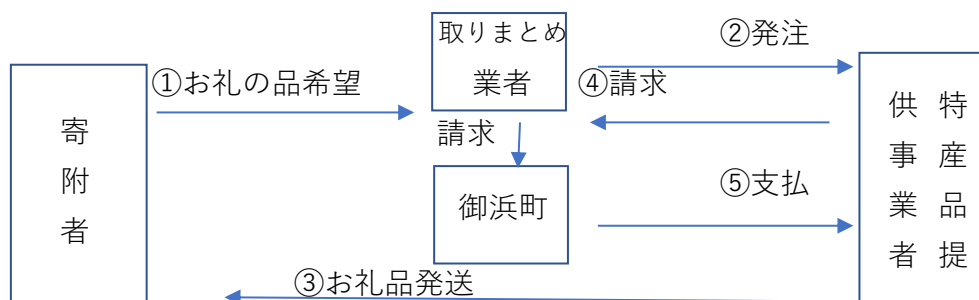
8 その他留意事項

- ・発送する特産品等に自社の商品チラシ等を同封いただくことは可能ですが、寄付申込者へのセールス活動（ダイレクトメール、電話・FAXによるセールス等）は禁止します。（同封のチラシをご覧になった寄付申込み者から、2次注文があった場合はこの限りではありません。）
- ・提供特産品等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について御浜町へ報告するものとし、また、発送した特産品の品質等による保証やクレーム対応について、提供事業者において行うこと。

1) 寄付申込み受付から商品代金支払いまでの流れ



令和2年度中に、御浜町ふるさと納税制度の効率的な運営・管理のため「取りまとめ事業者」に商品発注業務等を委託する予定となっています。その場合、商品の発注連絡元が御浜町から「取りまとめ事業者」に変更になり、下記のような流れになります。



9 申込方法

- ・別紙申込書に必要事項をご記入し、期日までに御浜町役場総務課まで提出してください。